

厚生労働省発医政 0222 第 4 号

領域別パッケージ研修の認定

指定研修機関番号 1923005

指定研修機関名 国立大学法人東海国立大学機構
名古屋大学医学部附属病院

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第三十三号)別表第四備考第五号に係る下記の領域別パッケージ研修の実施について令和6年2月22日付けで認定する。

記

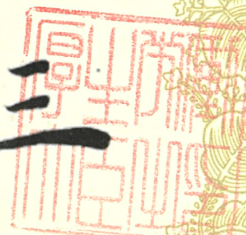
領域別パッケージ (4領域)

- ・在宅・慢性期領域・外科術後病棟管理領域
- ・救急領域・外科系基本領域

令和6年2月22日

厚生労働大臣

武見敬三



厚生労働省発医政 0823 第 1 号

特定行為研修に係る特定行為区分変更の承認

指定研修機関番号 1923005

指定研修機関名

国立大学法人名古屋大学

名古屋大学医学部附属病院

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第三十三号)第十条の規定により、下記の新たな特定行為区分に係る特定行為研修について令和元年 8 月 23 日付けで承認する。

記

特定行為区分 (3 区分)

胸腔ドレーン管理関連

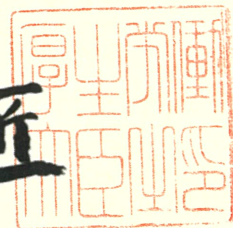
腹腔ドレーン管理関連

創部ドレーン管理関連

令和元年 8 月 23 日

厚生労働大臣

根本 匠



厚生労働省発医政 0221 第 6 号

特定行為研修指定研修機関指定証

指定研修機関番号 1923005

指定研修機関名

国立大学法人名古屋大学

名古屋大学医学部附属病院

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第五号に規定する下記の特定期行為区分に係る特定期行為研修を行う指定研修機関として平成31年2月21日付けで指定する

記

特定期行為区分（13区分）

呼吸器（気道確保に係るもの）関連、呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連、呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連、栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連、栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連、創傷管理関連、動脈血液ガス分析関連、栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、感染に係る薬剤投与関連、血糖コントロールに係る薬剤投与関連術後疼痛管理関連、循環動態に係る薬剤投与関連、精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

平成31年2月21日

厚生労働大臣

根本 匠



厚生労働省発医政 0226 第 12 号

特定行為研修に係る特定行為区分変更の承認

指定研修機関番号 1923005

指定研修機関名

国立大学法人名古屋大学

名古屋大学医学部附属病院

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第三十三号)第十条の規定により、下記の新たな特定行為区分に係る特定行為研修について令和2年2月26日付けで承認する。

記

特定行為区分 (1 区分)

ろう孔管理関連

令和2年2月26日

厚生労働大臣

加藤勝信



厚生労働省発医政 0825 第 13 号

特定行為研修に係る特定行為区分変更の承認

指定研修機関番号 1923005

指定研修機関名

国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学医学部
附属病院

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第三十三号)第十条の規定により、下記の新たな特定行為区分に係る特定行為研修について令和2年8月25日付けで承認する。

記

特定行為区分 (1 区分)

循環器関連

令和2年8月25日

厚生労働大臣

加藤勝信

